

東近江行政組合議会委員会条例

昭和 47 年 4 月 15 日
中部地域消防組合条例第2号

改正 平成3年3月1日 条例第5号
平成10年3月12日 条例第1号

(特別委員会の設置)

第1条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第2条 特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議にはかつて指名する。

(委員長および副委員長)

第3条 特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長および副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長および副委員長がともにないときの互選)

第4条 委員長および副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時および場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第5条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第6条 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2 委員長および副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(委員長、副委員長の辞任)

第7条 委員長および副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第8条 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

（招集）

第9条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査または調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第10条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第12条（委員長および委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（表決）

第11条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（委員長および委員の除斥）

第12条 委員長および委員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

（傍聴の取扱）

第13条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（出席説明の要求）

第14条 委員会は、審査または調査のため、管理者、公平委員会の委員長および監査委員その他法令または条例に基づく委員会の代表者または委員ならびにその委任または囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

（秩序保持に関する措置）

第15条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、会議規則またはこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、または発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、または退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、または中止することができる。

(記録)

第16条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名または押印をしなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則 (平成3年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月12日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。